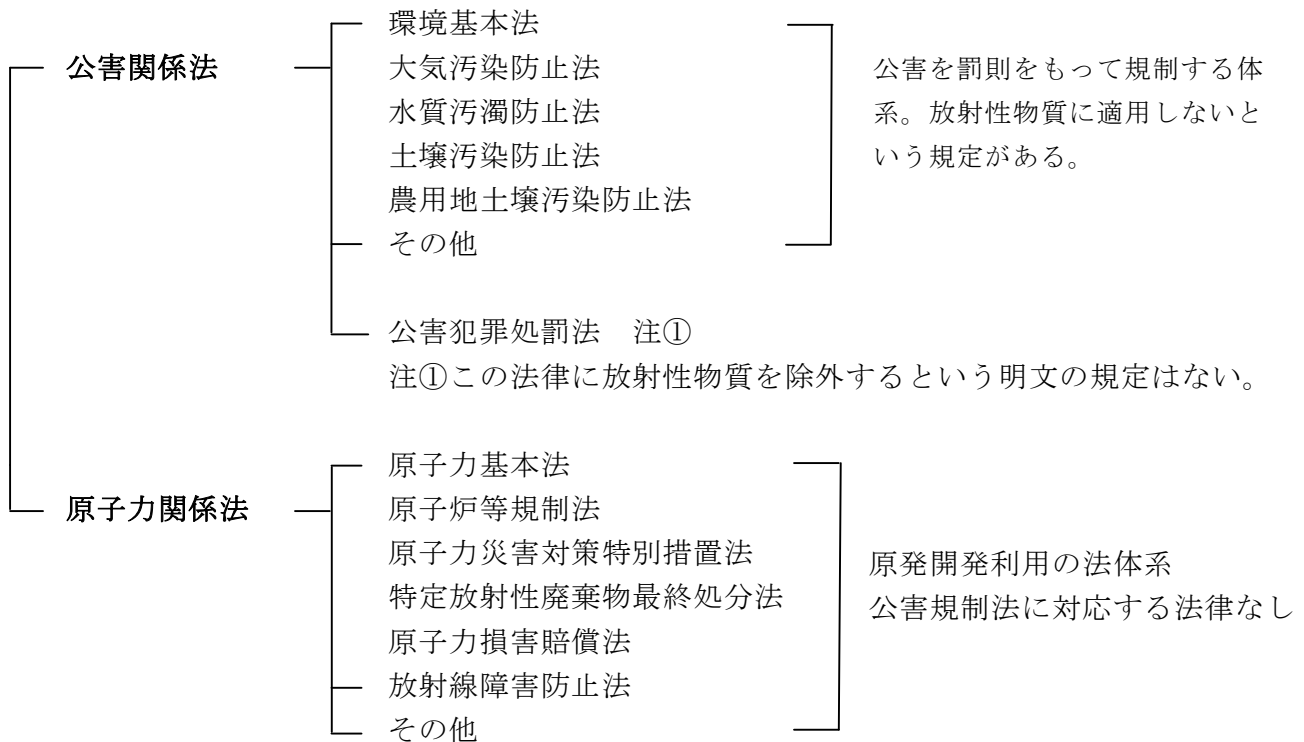


公害関係法と原子力関係法



注：法の空白＝公害物質である放射性物質を「公害として規制」する法律がない。

* 国会での改正動向（2012. 2 現在） 放射性物質を環境基本法に適用する改正案は上程中であるが、個別の汚染防止法は上程されていない。基本法適用。個別法不適用ということになる。改正の現段階では、がれきの受け入れを自治体に強制するのが主目的となる。

* 原発推進法体系から放射能汚染法体系への転換が避けられない理由

たとえ現政権の政策が実行されても、新規の原発建設は不可能であり、いずれすべての原発は廃炉になる。課題の中心は原発推進から如何に汚染を防止するかに移行せざるを得ない。原発推進法である原子力基本法以下の法体系は放射能汚染防止法体系に移行することになる。

* 負の遺産と再稼働による拡大、危険性

負の遺産＝54 基の廃炉対策、使用済燃料超長期管理（原発サイト保管 13, 530 トン、再処理施設保管 3, 258 トン）、海外返還高レベル廃棄物ガラス固化体 1, 692 体、高レベル廃液 380 トン、超ウラン廃棄物、低レベル廃棄物ドラム 1, 185, 700 本、プルトニウム 45 トン、福島第一原発事故の処理、除洗、被曝対策、その他

危険性＝老朽化原発の危険性の拡大と、福島原発事故に重なる汚染の破滅的影響。

運転継続による負の遺産の拡大＝100 万キロワット級原発を 1 年運転すると使用済燃料 30 トンを製造してしまう。

結論＝即時原発を廃炉にし、事故の危険性を減らし、負の遺産を製造せず、汚染防止政策に切り替えること。

* 「脱原発」で済む段階は過去のこと。「汚染なき脱原発」

「負の遺産」で解るように、脱原発で安心できる段階は遙かに超えてしまった。現実には深刻である。なし崩し的「汚染まみれの脱原発」ではなく「汚染なき脱原発」という目標をもって、法律も政策も全面的に作り直す必要がある。 <2012.2 改訂 弁護士山本行雄>